

立川市教育委員会聴聞等規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 7 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

主宰者及び弁明録取者の記名押印の規定を廃止するため。

立川市教育委員会聴聞等規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会聴聞等規則（平成9年立川市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(主宰者の指名)</p> <p>第9条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 委員会等は、主宰者が法第19条第2項各号、都条例第19条第2項各号又は市条例第19条第2項各号の<u>いずれかに</u>該当するに至ったときは、速やかに新たな主宰者を指名しなければならない。</p> <p>(聴聞調書)</p> <p>第14条 法第24条第1項、都条例第24条第1項及び市条例第24条第1項に規定する調書（以下「聴聞調書」という。）には、次の各号に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(10) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>(報告書)</p> <p>第15条 法第24条第3項、都条例第24条第3項又は市条例第24条第3項に規定する報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(弁明調書)</p> <p>第19条 前条の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」とい</p>	<p>(主宰者の指名)</p> <p>第9条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 委員会等は、主宰者が法第19条第2項各号、都条例第19条第2項各号又は市条例第19条第2項各号の<u>一</u>に該当するに至ったときは、速やかに新たな主宰者を指名しなければならない。</p> <p>(聴聞調書)</p> <p>第14条 法第24条第1項、都条例第24条第1項及び市条例第24条第1項に規定する調書（以下「聴聞調書」という。）には、次の各号に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載し、<u>主宰者がこれに記名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(10) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>(報告書)</p> <p>第15条 法第24条第3項、都条例第24条第3項又は市条例第24条第3項に規定する報告書には、次の各号に掲げる事項を記載し、<u>主宰者がこれに記名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(弁明調書)</p> <p>第19条 前条の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」とい</p>

う。)は、当事者が口頭による弁明をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した調書(以下「弁明調書」という。)を作成しなければならない。

(1)～(7) ……略……

2 ……略……

う。)は、当事者が口頭による弁明をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した調書(以下「弁明調書」という。)を作成し、これに記名押印しなければならない。

(1)～(7) ……略……

2 ……略……

附 則

この規則は、公布の日から施行する。